

香川県環境負荷低減事業活動実施計画の認定基準について

①土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

※3項目(土づくり、化学肥料の低減、化学農薬の低減)全てに取り組むとともに、土壤測定診断を受けた場合に認定する。

<土づくり>	認定基準
(ア) 堆肥等の有機質資材の施用 ・有機質資材(家畜ふん堆肥等)の施用	◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。
(イ) 緑肥作物の利用 ・緑肥作物(レンゲ、ソルゴー等)の栽培、すき込み	
<化学肥料の低減>	◆左記の取組みにより、経営全体又は主要な品目において、10a当たり化学合成のN施肥量を地域の慣行栽培に比べ、原則として5割以上低減すること。
(ア) 有機質肥料の施用 ・有機質(大豆や菜種の油粕等)を原料とする肥料の施用	
(イ) 局所施肥 ・「側条施肥」「畝立マルチ同時施肥」など局所施肥の実施	
(ウ) 肥効調節型肥料の施用 ・化学合成緩効性肥料など肥効調節型肥料の利用	
(エ) 継続的な土壤診断に基づく施肥体系の見直し ・土壤診断の結果に基づく施肥体系の見直し、改善	
<化学農薬の低減>	◆左記の取組みにより、経営全体又は主要な品目において、10a当たり化学農薬成分回数を地域の慣行栽培に比べ、原則として5割以上低減すること。
(ア) 種子粃の温湯消毒 ・種子粃の温湯消毒による病虫害防除	
(イ) 機械除草技術 ・リモコン草刈り機など機械的方法による雑草防除	
(ウ) 天敵・微生物農薬 ・チリカブリダニなど天敵や拮抗細菌など微生物農薬を使用した病虫害防除	
(エ) 抵抗性品種の栽培・台木の利用 ・病虫害抵抗性を有する品種や台木の利用	
(オ) 土壤還元消毒 ・土壤中の酸素濃度を低下することによる病虫害防除	
(カ) 光利用技術 ・シルバーフィルムなど害虫を誘引、忌避させるような効果を持つ光による病虫害防除	
(キ) フェロモン剤の利用 ・「フェロモントラップ」「交信かく乱剤」等の利用による害虫防除	
(ク) AIを活用した病虫害診断・発生予測技術の導入 ・ヘソディムAIなどの診断結果等の活用による病虫害防除	
(ケ) 有害動植物駆除用動物利用技術 ・小動物の農地における放し飼いをを行う技術による有害植物の駆除	
(コ) 対抗植物利用技術 ・土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物の栽培	
(サ) 熱利用技術 ・太陽熱土壤消毒技術や熱水土壤消毒技術、蒸気土壤消毒技術、太陽熱養生処理技術など、土壤に熱を加えてその温度を上昇させることによる土壤中の有害動植物の駆除や土壤改良	
(シ) 被覆栽培技術 ・べたかけ栽培技術、雨よけ栽培技術、トンネル栽培技術、袋かけ栽培技術、防虫ネット等、農作物への有害動植物の付着防止	
(ス) マルチ栽培技術 ・有害動植物のまん延を防止するための、土壤表面の資材による被覆	

②温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

項目・内容	認定基準
<p>(ア) 稲わら、麦わらなどのほ場へのすき込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲わらや麦わらを焼却せず、ほ場へのすき込みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水稲・麦栽培ほ場の概ね全体で全量をすき込むこと（稲わらは秋季に、麦わらは水稲栽培前に実施）。 ◆水稲を栽培する場合は、（キ）と組み合わせて実施する。
<p>(イ) ヒートポンプや木質バイオマスボイラーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力で稼働するヒートポンプや木質チップ等を燃料とする木質バイオマスボイラー等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆（ウ）との組み合わせを含め、燃油使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(ウ) 保温資材等の施用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内張りカーテン、断熱資材、循環扇等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆（イ）もしくは（エ）との組み合わせを含め、燃油使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(エ) さぬきファーマーズステーションの導入・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さぬきファーマーズステーションの導入等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆（ウ）との組み合わせを含め、燃油使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(オ) 農林業機械・機器等の省エネルギー化・電動化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高能率、低燃費型の農林業機械の利用 ・省エネルギー機器（LED電球、拍動自動かん水装置）の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。 ◆燃油使用量又は電力使用量の2割以上削減を目標の目安とする。
<p>(カ) 漁船等の省エネルギー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型の漁船用エンジンや、水産加工機器の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆燃油使用量が、漁船用エンジンの場合は5%以上削減、その他の機器等については10%以上削減をそれぞれ目標の目安とする。
<p>(キ) 水田での中干し期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の慣行から中干し期間を延長 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水稲栽培において、概ね全体で取り組むこと。 ◆（ア）と組み合わせて取り組むこととし、延長期間は5～7日を目標の目安とする。
<p>(ク) 家畜の飼養管理技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタン削減が図れる飼料の給与 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。
<p>(ケ) 家畜排せつ物の堆肥化技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な堆肥生産につながる適切な繰り返し作業の実施、強制発酵施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営全体において、当該活動に取り組むこと。

③別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動

項目・内容	認定基準
<p>(ア) 水耕栽培など土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ、化学肥料及び化学農薬の使用を低減させる技術を用いて行われる生産方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①を参考とした化学肥料並びに化学農薬の使用を低減させる技術の利用 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、地域の慣行栽培に比べて、原則として10a当たり化学農薬成分回数を5割以上低減するとともに、化学合成のN施肥量を1割以上低減すること。</p>
<p>(イ) 家畜への環境負荷低減型飼料の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗タンパク質含有率が低い飼料の給与 ・環境負荷低減型飼料やフィターゼ添加飼料の給与 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。</p>
<p>(ウ) 魚類養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動給餌システム等による給餌 	<p>◆経営全体において、当該活動に取り組むこと。</p>
<p>(エ) 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材（バイオ炭）を農地に施用して行う生産方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ炭の施用 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。</p> <p>◆施用量については、10a当たり50kg又は5000を目安とする。</p>
<p>(オ) プラスチック資材の排出又は流出の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性マルチフィルムや中長期耐久性フィルムの使用 ・水稲栽培における浅水代かきや排水口のネット設置 ・硫黄コーティング肥料などプラスチックを使用しない肥料利用 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと（水稲栽培における浅水代かきや排水口のネット設置等は、栽培ほ場の概ね全体で取り組むこと）。</p> <p>◆プラスチック資材の使用量2割以上削減を目標の目安とする。</p>
<p>(カ) 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田等の冬期湛水による水生動物の生息場所の確保 ・土壌診断を踏まえた適正施肥や総合防除の実践 	<p>◆経営全体又は主要な品目において、概ね2分の1以上の規模で取り組むこと。</p>